

農林振興課

固 林務水産係(506)

有害鳥獣対策(イノシシ・タヌキなど) 電気柵、ワイヤーメッシュ柵の設置に補助をします

■ 電気柵

有害鳥獣から農作物への被害を未然に防止するため、電気柵を設置した場合に補助金を交付します。購入される前に事前にご相談ください。一世帯の補助金額・限度額等変更になりました。

補助対象者	補助対象者は、町内に住所を有する農業従事者
補助金	補助対象経費の2分の1以内で、1回の申請で5万円まで (1年度内 限度額10万円:補助金申請の際、5万円の補助金申請が2回まで可能) ※翌年度についても再度、限度額10万円まで申請が可能です。

■ ワイヤーメッシュ柵

有害鳥獣から農作物への被害を未然に防止するため、ワイヤーメッシュ柵を設置する補助事業があります。事業の詳細や導入を検討される場合は、お問い合わせください。

事業内容	ワイヤーメッシュ柵の資材費については概ね補助金で対応できますが、設置は受益者でおこない、また設置に係る人件費・作業道具・その他雑品等の購入費は、設置者の負担となります。
事業要件	<ul style="list-style-type: none"> ● 受益戸数が3戸以上。 ● 耐用年数(14年)の間、農地の耕作をおこない、草刈り・柵の修繕等の維持管理をすること。 ● 本事業により成果が得られると見込まれるもの。 ● 過去に国庫事業の受益地に該当していないこと。

※有害鳥獣対策は広域的に設置することが重要です。水利組合など全員の同意のもと設置することが今後の対策に重要となってきます。

農林振興課

固 林務水産係(506)

有害鳥獣対策(イノシシ・タヌキなど) 個人で捕獲する場合は申請が必要です

有害鳥獣(イノシシ・タヌキなど)を個人で捕獲する場合、無断で捕獲することは禁止されております。個人で捕獲する際は、大崎町役場農林振興課林務水産係へ捕獲の申請が必要となりますので、事前にお問い合わせください。

また、捕獲する際は「とらばさみ」の使用は禁止されていますのでご注意ください。

「とらばさみ」とは、踏んだときに強いバネの力で脚などをはさんで捕獲する、危険なわなです。人やペットが踏んでしまうと、脚などを挟まれ、大けがをする恐れがあります。現在はその危険性から使用が禁止されており(特別な許可を得た場合を除く)、違反した場合は罰則の対象となります。

人やペット、野生の動物にけがをさせないために、危険なとらばさみの使用はやめましょう。



とらばさみの実物